

第3回みやぎ知財セミナー(令和7年度日本弁理士会協定セミナー)

第3回みやぎ知財セミナーのレジュメ

2025 年のノーベル賞は、坂口志文先生が生理学・医学賞、北川進先生が化学賞を受賞しました。英国テレグラフ誌の読者から「日本人は正直かつ勤勉で、知的な面で集中力がある」という声があります。しかし、日本の人口は 2009 年のピーク時の 1.28 億人から、2024 年までに 500 万人も減って 1.23 億人になっています。そして、2022 年 12 月のゴールドマン・サックスの予測によれば、GDP (国内総生産) ランキングで、日本は、2050 年に世界第 6 位、2075 年に世界第 12 位になるそうです。2075 年には第 5 位のナイジェリアの下位になるとという経済力の低下が予言されているそうですので、中小企業にとって、今後は外国のマーケットが重要になります。

§1 では、トランプ関税の背景には、米国特許商標庁(USPTO)に登録された特許件数のデータから、米国の技術に陰りが見えることを説明します。

§2 では、2025 年のノーベル経済学賞を受賞した J. モキア(Mokyr)教授が、経済学史を研究し、科学と技術の歩調を揃えた進化には、発明家の知的財産権を保護する制度の確立という要因と、国同士の競争がイノベーションの創造的破壊を可能にしたという要因があると指摘したことを説明します。モキア教授の「国同士の競争」は、自由貿易により成り立ちます。本セミナーの §2 では、歴史は保護貿易主義と自由貿易主義が交互に繰り返される波の中にいたことを説明します。更に、中小企業は、資金と労働力だけを投下しても儲からず、生産要素としての自社の「らしさ」を生み出す技術開発とその頭脳が必要であることを説明します。

2025 年に大阪・関西万博が開催されました。§3 では、1851 年のロンドンの第 1 回万博が、1883 年のパリ条約を締結する契機となったことを説明します。パリ条約は、中小企業の皆さんのが特許、意匠、商標等の外国出願をする際の基礎となる基本的な条件を定めています。第 1 回万博では、未だ英國の市場に出品物を投じていない出展者、未だ英國の特許保護を確保していない出展者に対して不安要素となりました。更に、1873 年のウイーン万博で米国とオーストリアの特許制度の差が問題となりました。これらの万博での問題点が、中小企業の皆さんのが展示会等で情報開示する際の貴重な留意点になります。

§4 では、特許を多国へ出願する手続きを簡略化するための国際条約について説明します。加盟している全 158 ヶ国への指定を同時に可能な国際出願システムですが、実際には各指定国の言語に翻訳する必要があり、翻訳代を考慮すると、指定国を絞る必要があります。§3 で説明したパリ条約の特許独立の原則から、各指定国で独自の審査基準で、特許が審査されますので、特定の国で登録されても、他の国では登録されない場合があることを説明します。

§5 では世界知的所有権機関(WIPO)を介して商標を多国へ同時出願し、WIPO が商標を国際登録する手続きを規定した国際条約について説明します。§5 で説明する国際登録システムでは、国際登録されても、商標権独立の原則により、各国の特許庁から拒絶の通報がある可能性を説明します。又、国際登録された商標は、WIPO が一元化して管理しますので、商標の更新手続き等には便利ですが、商標権独立の原則があるので、登録後も、各国で異なる事情が発生する場合があることを説明します。

§6 では、意匠は特許の代替えとして重要であることを説明し、WIPO を介して意匠を多国へ同時出願し、WIPO が意匠を国際登録する手続きを規定した国際条約があることを説明します。§6 で説明する意匠の国際登録システムにおいても、意匠権独立の原則に注意する必要があることを説明します。

第3回みやぎ知財セミナー(令和7年度日本弁理士会協定セミナー)

世界を単一の市場と捉え、本国の親会社が統一されたリーダーシップをとる「グローバルマーケティング」の時代になりつつありますが、§7では、世界で統一された産業財産権への道は遠いことを説明します。

§8では、越境ECのマーケットにおける模倣や混同惹起行為等の争いは属地主義が原則であることを説明します。更に、§8では、不正競争防止法等の行為規定方式に依存するには危険で、登録方式にすべきであること、そして、越境するECマーケットで重要なのは越境パトロールと証拠の整理が重要である等の越境ECにおける留意点を説明します。

§9では、§3～§6等で説明した外国出願の費用に関しては、国等による補助金が活用できることを説明します。